

改正法の施行に向けた検討状況について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

- 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充**【児童福祉法、母子保健法】
 - ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
 - ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
 - ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。
- 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上**【児童福祉法】
 - ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
 - ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。
- 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化**【児童福祉法】
 - ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
 - ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。
- 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備**【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。
- 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入**【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。
- 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上**【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等**【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5		R6	R7		
				夏～秋	冬～春	秋～冬			
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	第1回児童虐待防止対策部会（5月12日）	政令・府令公布、運用イメージ提示	自治体説明会	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	認定資格	研修課程、試験の内容・方法・頻度 等							
R7.5～6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等	検討会とりまとめ <small>（研修カリキュラム等）</small>	実務者作業チーム	府令改正・マニュアル検討	マニュアル案とりまとめ	マニユアル確定・公表	施行(令和7年6月15日までの政令で定める日)	

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

改正法施行に向けた検討状況について

- こども家庭センター、サポートプラン、地域子育て相談機関 …… P4～
- 家庭支援事業 …… P11～
- 一時保護所の設備・運営基準 …… P14～
- 親子再統合支援事業 …… P18～
- こどもの意見聴取等措置等の仕組みの整備 …… P22～
- こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー） …… P29～
- 一時保護開始時の司法審査 …… P37～

改正法施行に向けた検討状況について (こども家庭センター、サポートプラン、地域 子育て相談機関)

こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究
身近な相談先としての利用者支援事業（基本型）及び地域子育て支援拠点
事業等のあり方に関する調査研究

趣旨

子ども家庭総合拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」について、市区町村において設置が進むよう整理を行い、設置運営の指針（設置運営要綱（案））を作成することを目的として、調査研究を行った。

検討事項

- 設置運営に関する基準
- サポートプランを作成する具体的な対象者
- サポートプランの様式等
- こどもや家庭への支援方法

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
上野 昌江	関西医科大学 看護学部・看護学研究科 教授
◎柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 社会福祉学科 教授
川松 亮	明星大学 人文学部福祉実践学科 教授
佐藤 拓代	公益社団法人 母子保健推進会議 会長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部 こども学科 教授
藤林 武史	西日本こども研修センター あかしセンター長
増沢 高	こどもの虹情報研修センター 副センター長兼研究部長
三浦 宏樹	高槻市子ども未来部参事兼子育て総合支援センター 所長
八木 安理子	同志社大学心理学部 客員教授
米津 由美	台東区 健康部 保健サービス課 課長

「こども家庭センター」設置運営要綱（案）概要

（こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究）

<趣旨・目的>

- 子育て世代包括支援センターと市区町村子ども家庭総合支援拠点の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努める。
- こども家庭センターは、できる限り妊産婦、こどもや保護者の意見や希望を確認又は汲み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークの中心的な役割を担う。

<業務内容>

- こども家庭センターにおいては、保健師等が中心となって行う各種相談等（母子保健機能）を行うとともに、こども家庭支援員等が中心となって行うこども等に関する相談等（児童福祉機能）を一体的に行う。
児童福祉機能に係る業務として、①家庭や地域の状況の把握、②情報の提供、③相談等への対応（サポートプランの作成等）、④総合調整、⑤地域資源の開拓、⑥地域子育て相談機関との連携、の支援を行う。その他、⑦家庭支援事業の利用勧奨・措置、⑧地域子育て相談機関の整備等、⑨要保護児童対策地域協議会の「要保護児童対策調整機関」についても、併せて行うことが望ましい。
- サポートプランの作成対象は、母子並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者、及び要保護児童、要支援児童と当該児童の保護者及び特定妊婦に加え、子の養育に不安を抱え、行政機関からの継続的な支援を希望する児童とその保護者及び妊婦となる。サポートプランには、解決すべき課題、作成対象者の意向、作成対象者に対する支援の種類及び内容、サポートプランの見直し時期等を記載する。
※ 保健師等が中心となって作成するサポートプランは、現行の子育て世代包括支援センターで作成している「支援プラン」と同様。
- サポートプランについては、こどもや保護者との関係性を土台にこどもや保護者との面談の場等において協働して作成することや、当事者と共有することが重要。当事者とサポートプラン作成のための相談関係ができていない場合は、作成に向けた働きかけを行い、その上で作成が困難な場合は、可能な限り当事者のニーズ把握を行い、内部での支援計画（支援方針）に反映させ、支援の実施を図る。支援を拒否する等その実施が困難な場合には、利用勧奨・措置、児童相談所への送致などについてセンター内部や要対協個別ケース検討会議で検討することが重要である。定期的にケースの変化や支援の利用状況等について、こども家庭センターや要対協個別ケース検討会議等で確認をした上で、支援内容の追加や変更など見直しを行う。

<実施体制>

- こども家庭センターには、組織全体のマネジメントができる責任者であるセンター長を1名、母子保健及び児童福祉双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰して判断することのできる統括支援員を1か所あたり1名配置する。統括支援員は、子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点に配置される職員の資格（例えばこども家庭ソーシャルワーカーなど）等を有している者や十分な経験がある者が望ましい。

- 一体的支援の主な業務フローとしては、次のとおり。
 - ① 妊娠の届出、乳幼児健康診査等の機会を通じて、保健師等が支援の必要な家庭を把握し、個別の妊産婦等を対象としたサポートプランを策定。
 - ② 合同ケース会議を開催し、統括支援員を中心として、特定妊婦や要支援児童等の該当性判断や支援方針の検討・決定。
 - ③ 子ども家庭支援員等が保健師等と協働しながらサポートプランを更新し、当事者に手交。
 - ④ 更新されたサポートプランは、こども家庭支援員等と保健師等が適宜、連携・協働して、サポートプランに基づく支援を実施。

※職員配置については、今後、財政支援と併せて検討。

サポートプラン作成の理念

- サポートプラン作成の目的は、当事者のニーズに沿った支援方針を作成する過程で、自らの抱える課題を認識するとともに、活用できる支援策を知ることによって計画的な利用を促すこと、及び関係機関と支援内容等を共有し、効果的な支援を実施すること。
- 当事者との協働には、「傾聴して、共感し、承認する」という姿勢が必要。
- ニーズの把握においては、当事者との信頼関係が必要であり、関係性構築の過程又はその結果としてサポートプランが作成、手交されることとなる。なお、信頼関係は最初から築けるものではなく、「試みる」ことが重要であり、サポートプランは当事者と一緒に支援を考えるためのツール。
- サポートプランの作成・手交が困難な状態が一定期間継続した場合、必要に応じて利用勧奨・措置なども検討し、当該結果等も踏まえつつ、必要なケースについては要対協も活用しながら児童相談所等との関係機関と連携し、必要な対応を検討することが必要。

サポートプランを活用した支援の充実

- 要対協における効果的な協議及び支援
- 家庭支援事業に係る利用勧奨・措置の実施
- 児童相談所からの在宅指導措置の受託や親子再統合支援の際の活用
- 他の支援計画との整合性の確保

こども家庭センターと要対協との関係

- こども家庭センターは、こどもとその家庭からの相談に対応する際、複数の関係機関が連携した支援が必要な場合に要対協を積極的に活用し、アセスメントに必要な情報共有や関係機関が協働しながらの支援を実施。
- こども家庭センターの職員が、要対協の個別ケース検討会議における支援の検討、見直し等の際に、必要に応じてスーパーバイズを行うことも検討。(※) ※こども家庭センターの職員は1人で行うことも想定され、その場合「スーパーバイザーの役割は難しい」といった意見もあった。

統括支援員に求められる資質

- 統括支援員は、こども家庭センター内で母子保健機能と児童福祉機能の双方についてマネジメントができる責任者として、母子保健・児童福祉双方の業務に十分な知識を有するほか、切れ目ない支援を行うため、以下が求められる。
 - ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
 - ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
 - ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること
- 統括支援員には母子保健及び児童福祉に関する必要な研修を積極的に受講することが望まれる。また、改正児童福祉法により導入される「こども家庭ソーシャルワーカー」を取得することが望ましい。

※今後、上記検討の方向性を踏まえ、「市町村子ども家庭支援指針」及び「子育て世代包括支援センターガイドライン」の改正を検討。

趣 旨

- 令和4年6月に成立した改正児童福祉法（令和6年度施行）により、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化に向けて、こども家庭センターの設置が努力義務とされるとともに、身近な相談先として「地域子育て相談機関」が創設され、物理的・心理的ハードルを軽減しつつ、すべての子育て世帯と継続的なつながりを持ちながら、必要に応じてこども家庭センターとの連携・つなぎを行うこととされたことを踏まえ、**地域子育て相談機関として規定すべき機能・役割や想定される担い手、創設数など具体的な制度構想について検討する**ことを目的として、本調査研究を行った。

検討事項

地域子育て相談機関の機能・運用案

- 担い手・区域
- 地域のすべての子育て世帯への情報発信・情報提供
- 子育て世帯とつながる工夫
- 継続的なつながりの構築・維持
- 行政や関係機関との連携

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
◎伊藤 篤	甲南女子大学人間科学部総合こども学科 教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部 心理・社会福祉学科 教授
新澤 拓治	社会福祉法人雲柱社 事業サポート本部
田形 春美	石川県健康福祉部少子化対策監室子育て支援課 課長補佐
中條 美奈子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
灰谷 和代	静岡福祉大学子ども学部 子ども学科 准教授
橋本 真紀	関西学院大学教育学部教育学科 教授
大和 忠広	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長

令和6年度より新たに創設される地域子育て相談機関として果たすべき役割に合致した好取組事例の収集・実態とのギャップ分析から、今後のかかりつけ相談機関の機能等のあり方を検討した。その概要は以下のとおりである。

①担い手・区域 について

- 子育て支援に関わる施設（既存の地域子育て支援拠点・利用者支援事業実施施設、保育所、認定こども園、幼稚園、児童館等）のうち、**相談体制の整備やこども家庭センターとの連携体制の構築**を要件とする。
- 中学校区を目安に区域設定することを原則**としつつ、地域の実情に合わせて一定の柔軟性を持たせることとする。
- 住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じ、こども家庭センターと連絡調整を行うこととされていることから、連絡調整の前提となる相談記録の作成や保管ができる体制が必要となる。

②情報発信・ 情報提供

- 市区町村では、住民に対し、地域子育て相談機関について広く発信するための情報基盤を整備し、また地域子育て相談機関の名称、所在地、開設日、対象者等の情報を発信する。
- 市区町村では、単にアクセス可能な情報発信基盤を整えるだけでなく、**他のポピュレーションアプローチ的性質を持つ事業と連動**して、地域子育て相談機関に関する情報を届けることが望ましいと考えられる。
- 地域に知り合いの少ない方や孤立のおそれのある子育て世帯は、行政の発信する情報へのアクセスが困難であることも多いことから、市町村や地域子育て機関からの**能動的な情報発信・情報提供**を含め、手段・方法について十分な配慮が必要である。

③子育て世帯と つながる工夫

- 地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業で培われてきた**「身近さ」を生かした相談や足を運びやすい機関づくり**を行う。
- こども家庭センター等の関係機関と連携しながら、**地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる**よう工夫する。
- 地域子育て相談機関が能動的に子育て世帯とつながる工夫の一例として、地域子育て相談機関の登録がない子育て世帯や、市区町村内の地域子育て相談機関を含む子育て資源へのアクセスが把握できない子育て世帯に対して訪問を行うことや、乳児家庭全戸訪問などの市区町村の他事業と連携し、見守りが必要な子育て世帯の状況を把握したうえで、個別の訪問や連絡、情報提供を行うことなどが考えられる。

④継続的なつながり の構築・維持

- 子育て世帯が1つ以上の地域子育て相談機関を選択して登録できる仕組み**とする。
- 居住地の区域内の地域子育て相談機関を基本としつつ、**登録する機関やその数は利用者が自由に選択できる**ようにする。
- いわゆる「かかりつけ」の相談機関である趣旨を踏まえ、たとえば母子手帳交付時や出生時等に居住地に応じて各世帯に必ず一つの地域子育て相談機関を設定したうえで、利用者が自由に追加・変更できる仕組みなども考えられる。
- 気がかりな家庭については、利用状況の把握・共有や訪問や連絡、情報提供などの能動的なアプローチによる継続的なつながりの構築が望ましい。

⑤行政や関係機関 との連携

- 地域子育て相談機関と関係機関の間で**相互の情報共有・連携を行い**、気がかりなケースの共有や対応方針の確認を図る。円滑に情報共有できるよう、**市区町村において定期的な情報共有の場を整備**する。
- 地域子育て相談機関では、**情報共有の前提となる相談記録を作成し**、気がかりなケースについては**個人の記録を追跡可能な形で管理**することで、相談内容のみならず利用者の背景や経過が把握できるよう情報提供を行う。
- 市区町村は、**個人情報管理方針について定める**とともに、地域子育て相談機関に対しては**つなぎ後のケース経過も可能な限り情報提供**する。市区町村においては、個人情報の取扱い方針を地域子育て相談機関やその他関係機関に対して提示するとともに、地域子育て相談機関の実施要綱に定めるなど、その遵守を担保する。

改正法施行に向けた検討状況について (家庭支援事業)

新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究

趣旨

- 改正児童福祉法により、子育て世帯に対する包括的な支援のための事業拡充を図るため、新たに子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となる。
- 新規3事業の運営基準等及び家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等を検討するため、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究」内において、[家庭支援事業に関する検討委員会を開催](#)した。

検討事項

- 子育て世帯訪問支援事業の運営基準等
- 親子関係形成支援事業の運営基準等
- 児童育成支援拠点事業の運営基準等
- 家庭支援事業の利用勧奨・措置の運用方法等
- その他

検討委員会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
木村 容子	日本社会事業大学社会福祉学部教授
久米 健仁	徳島市子ども未来部子ども健康課長
佐藤 まゆみ	淑徳大学短期大学部こども学科教授
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部長
三浦 宏樹	高槻市子ども未来部参事兼子育て総合支援センター所長

家庭支援事業検討委員会 報告書概要 (新たな在宅支援体制の構築に向けた各種事業の運営基準の策定に関する調査研究)

令和6年度より創設する子育て世帯訪問支援事業、親子関係形成支援事業、児童育成支援拠点事業（以下、新規3事業）及び家庭支援事業（※）の利用勧奨・措置について、実態調査及び有識者による検討会を実施し、以下の求められる運用のあり方が示された。

※ 新規3事業に、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業を加えた6事業については、改正児童福祉法において「家庭支援事業」と位置付けられた。

子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員については有資格者のみならず、子育て経験者等についても対象としたうえで、**市町村が適当と認める研修を修了していることが望ましい**。また、利用対象者が主に要支援児童等の保護者（ヤングケアラーを含む）であることを踏まえ、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないように、適切な利用者負担減免等を検討する必要がある**。

※ 特に研修については自治体によって差が出ることがないように研修案等を示すことが望ましいとされたことを踏まえ、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

親子関係形成支援事業

支援対象者が自身の取組を通して学べるよう、**学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返る**ような機会を設けることが望ましい。また、実態調査を踏まえ、**1講座あたりの回数については概ね4回以上が望ましい**。加えて、子育て世帯訪問支援事業同様、**特に支援が必要な層が利用者負担を理由に利用控えすることがないように、適切な利用者負担減免等を検討する必要がある**。

児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱えるこどもに包括的な支援を届ける事業趣旨を維持しつつ、実態調査を踏まえ、**開所日数については週3日以上の開所も可とする**ことが考えられる。また、開所時間については学校の学期中と長期休暇期間中とでは居場所支援の提供すべき時間が異なることから、事業の提供時間に着眼して設計することが考えられる。加えて、**必要に応じてソーシャルワーク専門職員や心理療法担当職員を配置することが望ましい**。

※ 事業の質を担保する観点から、**令和5年度調査研究においてガイドラインの検討**を行う予定。

利用勧奨・措置の運用

原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、**サポートプラン又は支援計画を策定した要支援・要保護児童家庭を対象**とすることが考えられる。利用勧奨を実施する場面としては、**こども家庭センター等で把握しているケースであって、家庭支援事業による支援の必要が認められる場合や児童相談所から市町村に相談があった場合等**が考えられる。利用措置を実施する場面については、**利用勧奨を実施したにも関わらず①対象者の心境の変化が見られず、②支援の利用を明確に拒絶しているものではない場合に実施する等**が考えられる。加えて、特に**利用措置については、その運用について十分に市町村に対して説明する必要**がある。

改正法施行に向けた検討状況について (一時保護所の設備・運営基準)

一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究

一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究 概要

趣旨

- 一時保護所については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているが、一時保護は子どもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護所独自の設備・運営基準を策定する。
- 一時保護所の設備・運営基準の検討に当たり、「一時保護所の設備・運営基準策定のための調査研究」において、一時保護児童や一時保護所へのアンケート調査等を実施し実態把握を行ったほか、検討会において一時保護所の在り方や基準（案）等について検討を行った。

検討事項

- 設備・運営基準の検討における論点と進め方
- こどもへのアンケート・インタビュー調査について
- 一時保護所へのアンケート調査について
- 海外事例調査について
- 一時保護所の設備・運営基準（案）について

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
◎川松 亮	明星大学 人文学部 福祉実践学科常勤教授
小積 律子	堺市子ども相談所 一時保護所“キッズステーションさかい” 所長
高橋 温	新横浜法律事務所 弁護士
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長 福岡市こども総合相談センターえがお館 前所長
淵上 瑞江	長野県中央児童相談所 次長
茂木 健司	江戸川区子ども家庭部 一時保護課長
吉川 千賀子	東京都福祉保健局 少子社会対策部 家庭支援課 課長

調査研究概要

- 一時保護所に求められる支援

一時保護所に入所しているこどもは、様々な心理行動上の特徴を抱えている。これらの行動上の特徴を「指導・管理すべき問題行動」としてだけでなく、背景にあるトラウマやアタッチメント（愛着）の問題などの表れとして捉え、それら背景に応じた生活上の支援を行うという、生活における心理的支援が求められる。

- 適正なこどもの生活規模

様々なこどもたちが生活する一時保護所をこどもたちにとって安心・安全な生活の場所とするためには、職員がこども一人ひとりと向き合うことができ、職員が一目でこどもを確認することができる規模が適正。一方で、こどもの生活単位が、小さくなることにより、こども同士や、こどもと職員との関係も密になるため、合わない場合には互いに負担が大きいこと、夜間体制に課題があるのではないかとこの意見もある。

- 一時保護所の役割を踏まえた職員体制

一時保護所は、児童養護施設と同様に様々なこどもと一緒に生活する場であるとともに、こどもの入れ替わりが激しく、状況を把握しきれないこどもの急な受け入れがあるなど、不安定なこどもも多いため、こども同士の関係性にも十分配慮しながら、一人ひとりとしっかり向き合い受け止めること、一時保護の重要な役割であるアセスメントのための行動観察を行うことが求められるため、児童養護施設と同等の職員体制では不十分。

- 男女別の生活空間の考え方

一時保護所内における男女の生活空間の分け方は様々であり、こどもの状況や建物の構造等、各所の状況に応じた運営面での適切な配慮・工夫を行うことが必要。

調査研究概要

- 居室の在り方

こどものプライバシーの配慮や、こどもが一人になれる場所を確保するなど、居室は個室が望ましいという意見がある一方、こどもからは「一人だとさみしい、誰かと話したい」「二人部屋に変えてほしい」などの意見もあるところ。

- こどもが教育を受ける権利の保障

一時保護が理由で、こどもの教育を受ける権利の侵害があってはならないが、こどもの安全保障は一時保護所が果たさなくてはならない役割。こどもが通学できる環境の確保、一時保護委託を進めていくことが必要である一方、実態としてはこどもの安全確保や通学の時間、こども自身の不応適等から通学できないこどもも多く、一時保護所内において、こどもに必要な、こどもが求める教育を保障する必要がある。

- 一時保護所内におけるこどもの権利制限・ルールの見直し

一時保護所においては様々なルールがあるが、管理を目的とした規則は最小限にとどめなくてはならない。また、一時保護所内のルールは所によって大きく異なっており、複数の一時保護所で生活したこどもからすると各所のルールの違いは疑問になることから、職員はその疑問に答えられるよう、なぜそのようなルールなのか、など各所における「当たり前」を定期的に見直すことが重要。

- 面会・通信制限

一時保護中の面会・通信については、本来はこどもの権利であり、可能な限り希望に沿うことが原則。特に、こどもから面会や通信に関する希望があった場合には、禁止せざるを得ない事情がある場合を除き、実現すべきである。

改正法施行に向けた検討状況について (親子再統合支援事業)

保護者支援プログラムのガイドライン策定及び好事例収集
のための調査研究

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。保護者支援プログラムなどを含む親子再統合支援事業については、親子関係の再構築のために必要となる支援の全体像とその実施に必要な体制等を踏まえた上で、支援メニューの充実や体制強化のために活用を図っていくことが重要である。
- このため、都道府県等が、保護者支援プログラムに限らず、親子関係再構築支援全体を適切に行うために必要となる体制整備のあり方について示す「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

検討事項

- 親子関係再構築支援の定義・意義
- 親子関係再構築支援の原則
- 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制、仕組み
- 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化
- 民間団体との協働による親子関係再構築支援の充実
- 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携
- 施設、里親との協働による支援

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
稲葉 史恵	神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課 課長
井上 直子	堺市子ども相談所 参事役
◎上鹿渡 和宏	早稲田大学 人間科学学術院 人間科学部 教授
久保 樹里	花園大学 社会福祉学部 社会福祉学科 准教授
児玉 彩奈	広島県西部こども家庭センター 相談第1課 初期対応係 係長
畠山 由佳子	神戸女子短期大学 幼児教育学科 教授

1. 親子関係再構築支援の定義・意義

＜親子関係再構築支援の定義＞ ※ 親子関係再統合支援＝親子関係再構築支援

- こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復するために、虐待をはじめとする養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築に取り組むこと

※ 施設等に入所しているこどもと親を対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とした支援を含む。

親のいないこどもについても、生き立ちの整理や親族・兄弟などとの関係性の構築、永続的なつながりや養育環境を構築するための支援も含まれる。

＜親子関係再構築支援の意義＞ ～こどもの回復のために不可欠～

- その意義は「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復することを通して、こどもが愛され、大切にされていると
いうことを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになる」こと。
- こどもの自尊感情や自己肯定感の回復には親子関係再構築支援が必要であり、こどもの将来に大きく影響を及ぼす。
こどもと親の双方、それを支える家族・親族や地域を含めて総合的にサポートすることが求められる。
- 「こどもの最善の利益を優先して考慮」という児童相談所の相談援助活動の理念・目的において、親子関係再構築はその根幹をなす

2. 親子関係再構築支援の原則

①こどもの援助指針等における親子関係再構築

援助指針等（自立支援計画やサポートプランを含む）には、「親との関係性を再構築する」という視点が必ず含まれるべき。

②当事者である家族（「こども」と「親」）と一緒に考える

主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考える、援助指針等策定のプロセスが重要。

③こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定

祖父母や友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、家族を中心におき、支援者・支援機関や各々の役割分担等を十分に確認。

④親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用、ではない

親子関係再構築支援は、こどもの回復を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援。保護者支援プログラムは、支援メニューの1つの選択肢。

3. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・しくみ

＜重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築＞～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

＜親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助方針の策定＞

- 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、支援方針・方法をより具体的に記載。

4. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然行うべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

5. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

6. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 社会的養育推進計画において、都道府県は親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を共有した上で、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を発揮することが期待。

7. 施設、里親等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について施設・里親ファミリーホーム等からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、施設・里親等と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- 家庭復帰の可能性の低い場合は早期に特別養子縁組、養子縁組による永続的な養育を受けられるよう、必要な手続の確認や里親支援機関や養子縁組あっせん事業者との連携等の体制づくりに努める。

改正法施行に向けた検討状況について (こどもの意見聴取等措置等の仕組みの整備)

権利擁護スタートアップマニュアル作成に関する調査研究

アドボケート（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び
好事例収集のための調査研究

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護に係る様々な取組（児童相談所や都道府県等における意見聴取等措置、意見表明等支援事業、こどもの権利擁護に係る環境整備）が規定され、各都道府県等では改正法の施行までに必要な準備を着実に実施していく必要がある。
- このため、各都道府県等が適切に各取組を進めることができるよう、その意義や具体的な準備事項、実施内容、実施における留意点等を盛り込んだ「権利擁護スタートアップマニュアル（案）」を作成するため、本調査研究において有識者・実務者検討会を開催し、検討を行った。

検討事項

（意見聴取等措置）

- こどもの意見聴取措置が必要となる場面、実施主体、意見聴取等措置の実施方法 等

（意見表明等支援事業）

- 意見表明等支援を実施する場面、意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（こどもの権利擁護に係る環境整備）

- 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組み、こどもや関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

等

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学学長特命補佐（福祉・地域共生社会推進担当） 福祉保健科学部 教授
磯谷 文明	くれたけ法律事務所 弁護士
神谷 万美	中野区子ども・若者支援センター 児童相談所 副所長
◎ 川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
鈴木 玲	和歌山県福祉保健部福祉保健政策局 子ども未来課長
中村 みどり	Children's Views and Voices 副代表
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等 措置の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step 5
こどもへのフィードバック

■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧に分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

II 意見表明等支援事業

■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

（意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

（意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適當）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

■ 意見表明等支援事業の評価・検証 附帯決議（「子どもの視点に基づいたKPIで表すこと」）を踏まえ、以下の評価指標案を提示

- こどもの事業の認知度、こどもが事業を利用したことがあるか、利用しやすいと感じているか、こどもの自身の意見表明権に関する理解度

III こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

（児童福祉審議会の活用）

基本的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例に基づいて児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

趣旨

- 令和4年児童福祉法等改正法では、都道府県等の事業として意見表明等支援事業が新たに規定されたが、意見表明等支援事業の実施にあたっては専門的な知識や技術を有する意見表明等支援員の確保が必要となる。
- 各自治体においては意見表明等支援員の養成が主要な課題の一つとなっているため、研修カリキュラムの（例）を含む「意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）」を作成するため、本調査研究において検討委員会を開催し、検討を行った。

検討事項

- 意見表明等支援員の主な業務内容
- 意見表明等支援員に求められる要件等
- 意見表明等支援員のカリキュラム（例）、
到達目標

等

※敬称略、五十音順、◎は座長

検討委員会の構成

氏名	所属・役職
相澤 仁	大分大学 福祉健康科学部 教授
岡田 健一	九州大谷短期大学 准教授
◎川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター センター長
中村 みどり	Children's Views & Voices 副代表
野呂 英樹	宮城県保健福祉部 子ども・家庭支援課 課長
藤田 香織	藤田・戸田法律事務所 弁護士
前橋 信和	関西学院大学 名誉教授
山元 浩司	兵庫県福祉部 児童課 課長

意見表明等支援員とは

<主な業務内容>

意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
- ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
- ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要

①こども権利や支援員の役割に関する理解促進

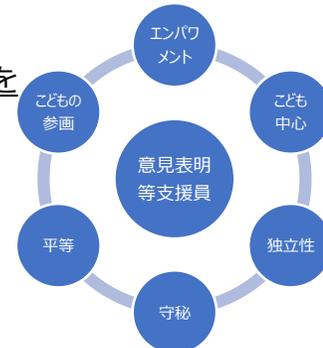
①意見形成支援

②意見表明等支援

③その後の対応
(こどもの求めに応じた再度の支援)

<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心にした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

意見表明等支援員養成のためのガイドライン（案）概要

（アドボケイト（意見・意向表明支援）における研修プログラム策定及び好事例収集のための調査研究）

研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。

A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
B	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容等
	アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状等
C	アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度等
D	多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
E	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い等
B	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等
C	訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点等
D	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践等
	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践等
	こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解等
E	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
	自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性等
	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
	困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処等
	活動する組織の理解（研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等を行う場合）	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携等

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介

改正法施行に向けた検討状況について (こども家庭ソーシャルワーカー)

子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及び
ワーキンググループ

こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）検討概要

（子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ）

趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、まずは、**一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格**を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、**子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催**した。

検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー（※）
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長（※）
村松 幹子	全国保育士会 会長（※）

（※）検討会はオブザーバーとして出席

こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

1. 資格取得に向けた研修等の対象者

<社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

<こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

<保育所等で勤務する保育士>

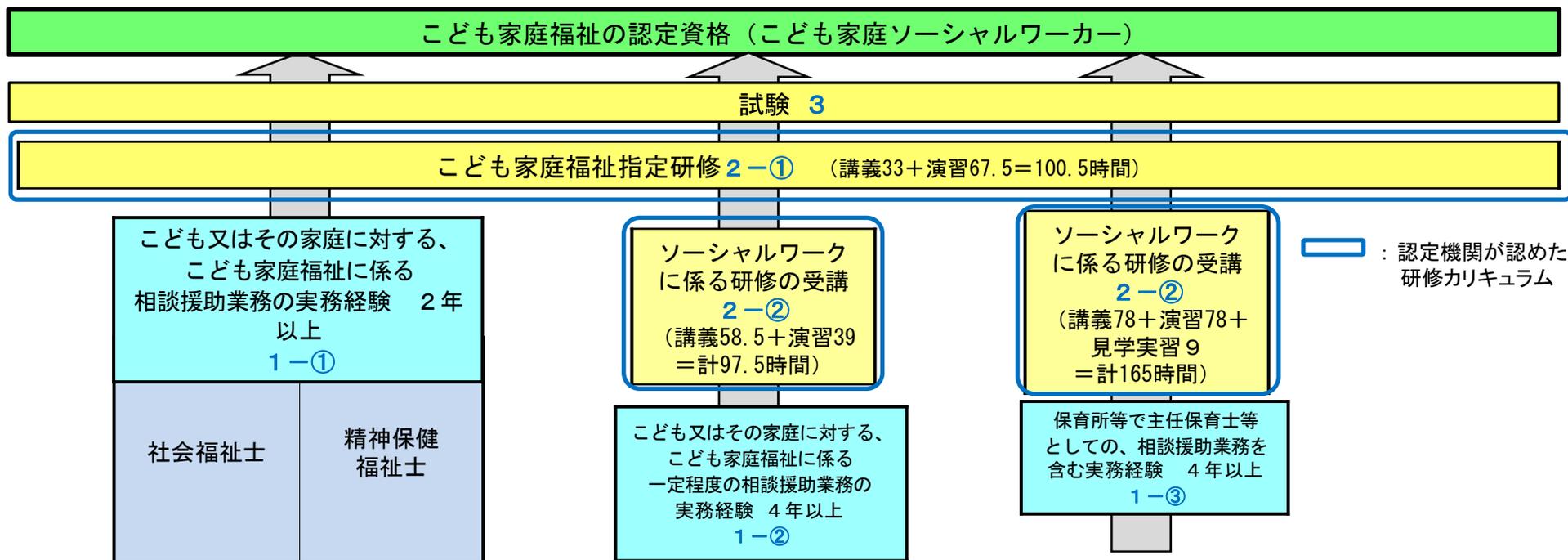
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間)(2-①)とソーシャルワークに係る研修(実務経験者:97.5時間、保育所等保育士:165時間)(2-②)で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

4. 研修体制の確保等

- 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

5. 資格の名称

- こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う
ソーシャルワークの専門職と
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の
こどもを取り巻く環境を理解
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を
理解・実践できること

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

（2-①）

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	-	-
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	-	-
児童相談所の役割と連携	1時間	-	-
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	-
社会的養護と市区町村の役割	1時間	-	-
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	-	-
こども虐待対応	1時間	6時間	-
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	-	-
見学実習	-	-	6時間

ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

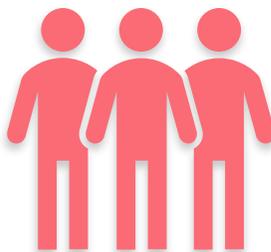
ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修 (2-2)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

(参考) 認定資格スキーム (イメージ)

こども家庭ソーシャルワーカー



⑦ 受験申請

⑧ 試験実施

⑨ 登録申請

⑩ 登録

⑤ 研修の提供

⑥ 受講



所管省庁

① 認定機関としての
認定の申請



② 認定



認定機関

- ・研修の認定
- ・試験の実施
- ・登録の実施

③ 研修の認定
の申請



④ 認定



研修実施機関

- ・研修の実施
(指定研修、追加研修、
ソーシャルワーク研修)

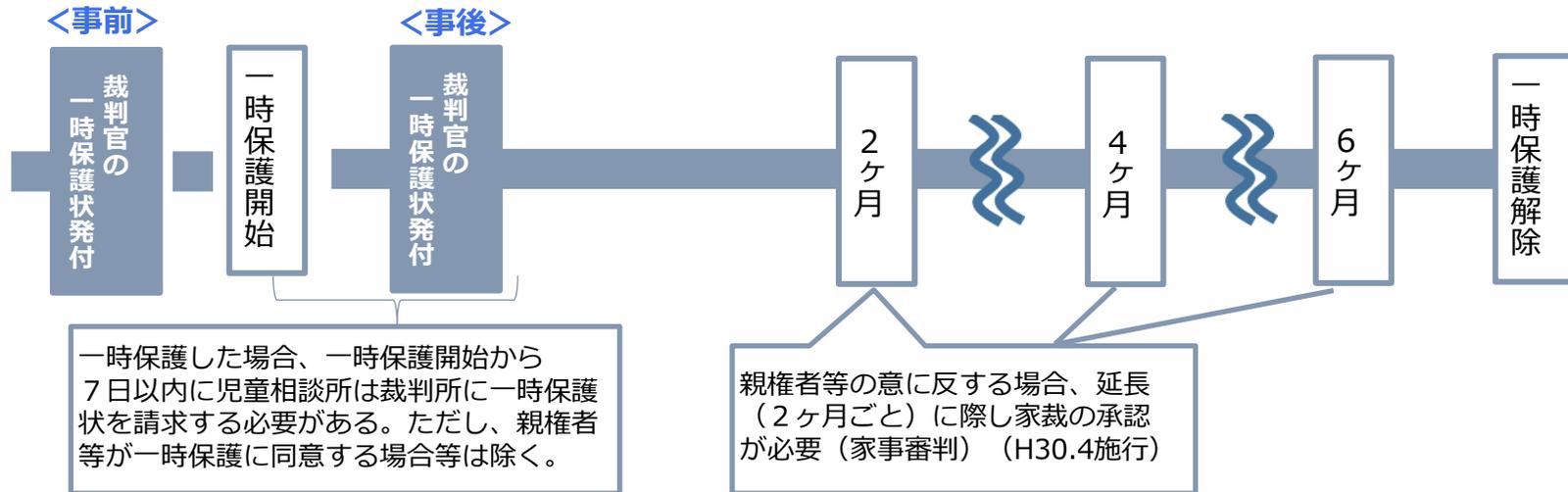
改正法施行に向けた検討状況について (一時保護開始時の司法審査)

一時保護開始時の司法審査に関する実務者作業チーム

一時保護の開始時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護開始時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（公布から3年以内の政令で定める日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員） ※ 法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所 所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長兼 健康医療福祉部管理監） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター 所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中心児童相談所 主幹、弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授） ・中村 みどり（Children's View & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻 教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）
計4名	計3名	計4名

（今後のスケジュール）

- 令和5年夏頃：マニュアル案とりまとめ
- 令和6年夏頃：マニュアル確定、内閣府令改正
- 令和7年6月15日までの政令で定める日：施行

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

＜改正後＞

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

＜改正前＞

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令で定める場合」の条文案（4月26日の実務者作業チームで提示）

第A条 児童福祉法（以下「法」という。）第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合であつて、児童の安全を迅速に確保すること、又は児童相談所長によるアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的とする場合とする。

- 一 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定める場合を含む。）
- 二 少年法第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、児童に現に監護をする者若しくは住居がない若しくは児童の住所若しくは居所が不明である場合又はそのおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の要件（一時保護の理由）該当性、一時保護の必要性の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

7日以内

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由及び必要性を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

一時保護状請求時の主な手続（ポイント）

※実務者作業チームにおいて検討中

※下記については、今後、具体的な方法、書式、記載例等をマニュアルとして整理。

1. 児童の意見・意向確認等

- ・ 一時保護に際しては、児童本人が自身の状況や一時保護について理解できるよう、**児童相談所の役割や現在の状況、児童の意見の取扱い等について丁寧に説明。**
- ・ 児童の意見・意向の確認は上記の説明の際に行うか、職員との関係構築が見込まれる等の場合は、**一時保護状請求までの適切なタイミングで行う。**
- ・ 裁判官に対しては、意見聴取等措置（※改正児童福祉法により創設）により確認した**児童の意見・意向を児童記録票に正確に記録し提供する運用を基本。**児童本人が希望する場合は、自ら書面を作成することも可とする。
- ・ 児童の意見・意向は**客観的・具体的な事実として記載。**児童相談所としての所見等は、これとは明確に区別する形で記載して裁判官へ提出。

2. 親権者の同意の取得等

- ・ 親権者に対しては、一時保護の理由・目的、一時保護についての見通し、司法審査制度の概要や親権者の意見を裁判官に伝達できる旨等を十分に説明。
- ・ 親権者が書面で同意した場合には一時保護状請求を不要とする。ただし、書面での確認が難しい限定的なケースについては、口頭同意があることをもって一時保護状を不要とする。
- ・ できる限り同意の確認に努めるものとするが、それにより児童等に危険が及ぶおそれがある場合や、親権者との関係を害し支障が出る場合には、同意のないものとして取扱う。
- ・ 親権者の意見は**客観的・具体的な事実として記載。**記録者の評価等とは明確に区別し、児童相談所から裁判官へ提出。**親権者が希望する場合は、自ら意見書面をまとめて児童相談所に提出することも可とする。**

3. 一時保護状請求書の様式等

- ・ 一時保護状請求書は、**チェックリスト及び端的な記載欄を基本とする様式（A4 1・2枚程度）**を想定。児童・親権者の氏名等、一時保護の開始日、一時保護の理由・必要性、児童・親権者の意見等を記載。
- ・ 既存の児童記録（又はその抜粋）を提供することを基本とする。

一時保護状請求手続について②（ポイント）

※実務者作業チームにおいて検討中

※下記については、今後、具体的な方法、書式、記載例等をマニュアルとして整理。

4. 親権者から同意の撤回がなされた場合等の対応

- ・ 可能な限り一時保護開始から7日を経過する前に一時保護状請求書を管轄の裁判所に提出。
- ・ 7日経過直前に同意が撤回されたなどの事情により、客観的にみて、期限内に一時保護状請求を行うことすら困難な場合には、請求先裁判所に電話等により一報を入れ、当該事情及び一時保護状請求予定の旨等を伝えた上で、可能な限り速やかに一時保護状請求書を提供。

5. 不服申立て

- ・ 不服申立てにおいては、事案に応じ、**原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、例えば当初の一時保護状請求時には判明していなかった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった裏付け資料を新たに取得した場合などには、これらによる主張の補完も行うことも考えられる。**
- ・ 不服申立書は、不服申立ての要件（①一時保護の理由があること、②一時保護の必要性が認められること、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれること）について、事案の概要を踏まえ、児童相談所の所見・評価を文章形式で記載。
- ・ 当初の一時保護状請求書とは異なり、一度却下判断が出ているという事情を踏まえ、一時保護状不服申立書は上記各要件の該当性を可能な限り述べることを基本とする。